

平成 21 年度第 2 回三重県社会福祉審議会議事録

日時：平成 22 年 2 月 4 日（木）13:30～15:30

場所：三重県職員研修センター 4 F 第 3 教室

1 第二期三重県次世代育成支援行動計画

森下委員長

例えば 13 ページの目標項目で、認定こども園は現在ゼロで平成 26 年度には 5 箇所ということでございます。しかしこれまで話にのぼるだけであった幼保一元化論も今後現実のこととなる可能性が出てきました。そうすると今後政局の中でひょっとすると認定こども園というものの存在意義が少し変わってしまうかもしれませんね。そのへんはいかがでしょうか。

太田子ども局長

おっしゃっていただいたとおりでして、今、国では幼保の一元化ということがいよいよ本格的に議論がなされて、実行されるのかなという気配になってまいりました。認定こども園というのは、幼保の一元化の考え方を基調としながら、今までは省庁の関係で暫定的にこうした制度として設けられていると思っておりますが、幼稚園の良さ、保育園の良さを活かしながら地域の多様な保育ニーズを吸い上げる方策としてはかなり象徴的なものであって、省庁が再編されたとしても、いきなり幼稚園と保育園が全く一緒になるわけでは恐らくないだろうと思っており、ひとつの柔軟な取組ということで私たちも着眼して進めたいという思いでこの目標を設定いたしました。実際には名称が変わってくるかもしれませんが、そのときには少し修正することが必要だと思っております。

高鶴委員

子育て支援といいますと、子どもというのは何も障がいがあるとかないとかという括りではないと思うのです。ただ三重県の場合は当時の斉藤厚生大臣が障がい児の保育に取り組む必要があるということで、津の中央保育園で障がい児保育をモデル事業として実施してからかなり保育園での受け入れは進んでいますが、働いている母親の子どもが全て障がいがないというわけではなく、放課後児童クラブでやはり障がいのある人が受け入れられ難い状況にあります。もともとはこれというのは、僅かばかりの補助金の中で親たちがいるんことをしながら運営していっしょにいます。「うちももう二人受けていっばいですとかと言われていたのですがどうしましょう」といった、障がいの方に対する相談なども受

けたりしておりますので、この部分についてはもう少し整備していただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

太田子ども局長

特に放課後児童クラブにつきましては、非常に少ない運営費の中で頑張っていたいていところ、そこに障がい児のお子さんをお預かりするときの上乗せの補助金もかなり限定的で、ご苦労いただいているのは事実です。たくさんの方に躊躇せずに取り組んでいただけるように、私どもは放課後児童クラブに、例えばあすなろ学園の専門的な技術を持った職員を派遣させていただいて、障がい児の日常生活を見ていただく中で、適切な係わり合いを指導をさせていただいたりする取組を少し始めています。そういったことで今まで二人でいっぱいだったと思っていたものが、対応が変わったら一人は障がい児でなく一般の子どもとして対応できるようになった。じゃあもう一人預かってもいいよというようなお話も出たりしまして、なかなか補助の金の上乗せということは難しいですが、そういった技術的支援でもってこれからもお手伝いをさせていただけたらというふうに思っております。

森下委員長

前にも申し上げたことで恐縮なのですが、放課後児童クラブ関係は、教育委員会が本腰を入れて協力していただくことが非常に大事だと思っております。これは日本全国の問題だと思いますが、今も足りないと思います。全国の教育委員会が踏み込んでくれればもっと楽にできることがいっぱいあると思います。前も申し上げましたのでよろしくお願いいたします。

湯浅委員

私どもも障がい児を専門にした学童保育や、在宅の支援をやらせていただいています。障がい児の子に限らず健常者の子どもでも居場所のない子どもさんとか、たくさんの方々の支援も私どもはやっておりますが、一つ現場の悩みといいますのは、どうしても福祉と教育が別になってしまうところです。私どももドアを叩いてもなかなかドアが開かないのが現状で、私はいつも思うのですが、教育とは福祉の中にあると。必ず福祉が土台にあるんだということをいつでも訴えてはいますが、本当にこれが苦労です。やはり在宅で支援なさっている、例えば思春期の養護学校にいつてらっしゃる子が知らない間に退学になってしまったとか、在宅でこれだけ私たちは関わっているから学校にも足を運ぶのですが、できればそのパイプをしっかり持つガイドラインみたいなものをつくっていただければ、決まりでしなればならぬものになれば必然的にできる。こちら忙しいところに時間を割いていただくのが何か遠慮がちになってしまうんです。二つ場所で一人の

方を支えるのであれば、共に連携と共存していかなければ絶対に成り立たないので、ずっと平行線だと思います。そうした面でまたお力を貸してください。お願いいたします。

太田こども局長

とっても切実な話で、様々なところからそういうお話は伺います。双方の理解と協力というのは必要だと思いますが、その一端といたしまして先ほど申し上げたあすなる学園というところが、市町の中に教育と福祉と保健とが連携した相談体制をつくっていただくご支援をさせていただいています。30ページに発達障がい児の支援ということで括弧ですが、この中で一つメインになっているのが、目標項目の中にある「途切れのない支援を行うために保健・福祉・教育の部門を一元化した相談体制を持っている市町の数」で、現在7つの市町でそういった窓口、体制をつくっていただきました。5年間でそれを17にまで上げようということで、今あすなる学園に特別支援室をつくって取り組んでいます。おそらくこういうことを始めたのは初めてだと思います。あすなる学園のほうに教師とか保健師さん、保育士さんの研修生を受入れたりしながらこういう体制をつくる支援をいたしておりますので、だんだん理解がこういうところから広まってくればと考えています。これだけでは足りないとは思いますが、こういうことを取っ掛かりに進めさせていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

2 みえ次世代育成応援ネットワーク「第4回子育て応援！わくわくフェスタ」開催報告

前田委員

運営委員の委員長をさせていただいている前田です。

第1回目からずっとネットワークの運営委員長をさせていただいてまして、1回目はどうなることかなと、一回でお終いかなと。実は大変なんです。ブースに出ただくと呼ばかけるところから始まって、基本的には皆さん方が手作りでボランティアでやっていただくというのをこのわくわくの柱にしていますから、お金で解決できないといいますが、人様の熱意、賛同でやっているものです。もったいないプレゼントにしる何にしる、汗をかかないと喜んでいただけないという、それが一方で喜びではあるのですが。

今回の特長は伊勢でやれたということです。1回目、2回目はご案内いただきましたようにここ津でやりました。地域的な広がり、奥行きをもっと出したいということもありまして、3回目は四日市でやりました。その次は伊勢であろうということで、私自身、県サンアリーナを使わせていただくのは初めての経験ではありましたが、来場者18,000人は伊勢という地域柄、人口と密度等を考えると望外でした。いたずらに数ばかり来ていただければそれでよしということではないとは思いますが、1万人程度かなと思っていただけ

18,000人来ていただけたということは本当に喜んでおります。

このわくわくの特徴は、非常に滞在時間が長いことです。中には2日連続で来ていただいた方もみえます。どうして滞在期間が長いのか。これは私の強い思いでもありますが、いわゆる観光物産展にはしたくない、子育て中の皆さんが、ここで1日ゆっくり体験していただくというかたちで、三重県の中には子育てを今していらっしゃる皆さんを応援している人たちがいっぱいいるんだよという発信の場にしたいということをセンターラインにしています。積み木を工夫して下さったり、買って来た積み木ではなくて、端材で作って下さった積み木で遊ばせていただいたり、木を削って何かを作らせていただいたり、折り紙やら紙芝居やらということで、結果的には子どもさんたちが遊ぶ、触れる、体験するということが滞在時間を長くしたことはないかと、これは私たちの狙いどおりであったなと思います。

もう1点は先ほどご案内もありましたが、ボランティア、学生さんを始め企業、2日間にわたってたくさん協力していただいたことです。委員の中で今日来ていただいています皇學館大学の学生さんにも、本当に一生懸命活躍していただきました。我々おじさん、おばさん、企業人としては若い人たちと一つの目的に向かって何かをすることで、非常にエネルギーをもらうことができたという、それも一つの特徴であるのかなと。

年々このネットワークに入っていただく団体、企業は増えていっているのですが、私の立場である民間、企業経営者の視点で見ますと、私は250数社というのは、あくまでも私の個人的な意見ですが、少ないと思います。私たち中小企業経営者は、特に中小企業におきましては地域に根差すということをもっと意識していかないと、人口が高齢化していく、あるいは少子化していくという中では、私たちが作ったりお売りするものは、地域に依存する度合が高いんです。働いていただく従業員さんも、近隣の方、地域の方に来ていただくということ、買っていただくにしても働いていただくにしても地域というのが拠所になっているものですから、その中で我々が企業活動を健全に続けていこうと思うと、むしろ地域から歓迎されるような位置付けを自ら高めていかないと、下手をすると企業存続という、大袈裟かも知れませんが私は企業経営者仲間にはそういうアピールの仕方をしております。だからこれをするという意味ではありませんが、そこで働いておられる従業員福祉もそういうかたちで織り込んでいかないと、健全な発展はないのではないかなということを見ると、むしろ我々のほうから呼びかけなくても、より真剣に経営に取り組まれている経営者であれば、あちらの側から入れて欲しいと、こういうイベントに参加させて欲しいというような位置付けに持っていくのが私たちの役割ではないかなと思っております。来年も第5回目、ごく親しい人たちの間からは、来年、いつ、どこでやるのというような、今度は入れてねと。実は今回100個のブースがありましたが、会場のスペースの都合で若干お断りをしました。こんな感じでもっともっと奥行き、広がりをつくって行って、800社でも1000社でも三重県内の企業が加盟してもらえるような、三重県で子育てをしてい

っしゃる方、あるいはこれからしていこうと思っておられる方が、ご自分たちだけではなくて周り皆がサポートしているよというような、そんな勇気みたいなものを感じていただくことが目的ではないかなと思います。わくわくというのは年に一度の我々にしてみると、たくさんの人に協力もしていただく、参加費用もかかる大きなイベントではありますが、これはPRの場だと思っています。もっとこれ以外に例えばそれぞれの個々の企業の中でNPOの方と組んで何か地域に根差すようなことをしたり、あるいは企業経営者がこれからの三重県を担っていただく学生さんと対話をしたり、いろんな日常の活動をもっと広げていくべき、定着させていくべきで、その集大成がこちらというふうにしていきたい。もっともっとこれから増やしていく必要があるのではないかなということを感じながら終えた第4回わくわくです。最後にこの委員さん中にもいろんなかたちでご協力、ご理解いただけた方もいらっしゃいますし、まずは無事故で盛会裏に終えられたということで、この場をお借りして県スタッフの皆さんにも本当にご協力いただきましたので、ご報告と感謝の言葉を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

森下委員長

ありがとうございました。大変意義深く、楽しいイベントであります。企業に対する視点のお話など、非常に貴重なご意見を拝聴いたしましたと感じています。

前田委員

一つだけ漏らしたことがございます。あの絵の中で「たくさんの交流が生まれること」と書いてあると思います。実はこのわくわくをやりっぱなしではなくて、せっかくいろんな方と仲良くなれることができた。これをもっと太く広げていきたいなということで、今週2月7日、宇治山田の伊勢観光文化会館で15時から第1部、17時から第2部ということで、関係者の皆さんと事後の交流会をやろうと。なぜ2部に分けたかといいますが、日曜のことなので学生さんとか主婦の方は夜はちょっと出難いのではなかろうかということで、3時からの時間帯でこれをケーキパーティーにして、無料で来ていただくということです。我々おじさんはやはりアルコールが入ったほうがいいなという方もいらっしゃるものですから、これは17時からということです。交流会をやるというのもまた新たなつながりといいますが、広がりができるのではないかなと思って期待しております。以上です。

森下委員長

ありがとうございました。若いお母さん方がたくさん参加していただいております。非常に貴重なものだと思います。これからもこの取り組みをよろしく願います。

3 三重県における権利擁護の取組について

土森委員

高齢者虐待防止法に基づく対応状況に関する調査で、早期発見・見守りなど三つのネットワークの構築状況が市町包括センターごとに × で表示され、早期発見・見守りネットワークの構築は60%弱ということですが、全て構築されているところとそうでないパターンが三つある中で、どちらを優先されて構築をされたらベターがベストになってこういう順番になっていくのかということをお教えいただきたいということと、それぞれの地域の中でこのような推進をするにあたって、今後どのような取り組みをしていくかということをお教えいただきたいと思います。

各市町の相談・通報件数がありますが、ここで志摩市さんは構築されてそれぞれ高い成果を上げられている一方、松阪市さんはこういう構築もされてないにも拘らず、相談件数が多いという状況ですが、そのあたりの関係を教えていただければありがたいと思います。

亀井副部長

2 - 6 ページの図で早期発見・見守りネットワーク、保健医療、関係機関介入という整理をさせていただいておりますが、いずれも地域包括センターで、いろんな主体の方に参加をいただいて事業をやっております。高齢者の虐待では、一番左の早期発見・見守りネットワークが一番有効なかたちで機能していくかと思っておりますので、これをお願いしたいと思いますが、地域包括支援センターは、保健福祉医療のサービスの提供など、いくつかのいろんな機能を複合的に持っていていただいておりますので、その中で地域のニーズに合うかたちで、課題等を踏まえながら順次つくっていただいていると思っております。私どもも地域包括支援センターに対する研修会等で、先進的な事例の紹介もさせてもらいながら構築が広がっていくような形で広めていきたいなと思っております。確かに志摩市のほうはおっしゃるように機能していることが数で把握されますが、松阪市さんがどういう形かについては、もう少し詳しく担当から説明いたします。

長寿社会室 中尾副室長

志摩市さんは全地域加入ネットワークが構築されています。松阪市さんは部分的に加入されているということです。表では全て加入されていたら「 」ということであって、市担当者から自治会に確認したところ、全部は加入していないということで、構築について「 × 」と表記させていただいております。

長寿社会室 大森主幹

松阪市については私どもも気になって確認等させていただいたところですが、ネットワークという形や場としてはなくても、日頃の活動の中での人とのつながりがあり、各業務の中できちんとつながっているということで、こちらの表記のほうには「×」というふうに出てきてはいますが、日頃の業務の中で様々なネットワークはあるということは伺っております。この表記が全てというわけではございませんが、やはり志摩市さんのようにここまでしっかりと地域に根ざした草の根的な活動をしていただいているようなところは、非常に成果が上がっているというところでは、場があるかないかということもあるのではないかと私は思っています。

土森委員

ネットワークが構築されたから相談件数が増えたということだけではなくて、市町独自の取組によって一生懸命やっただいて成果が上がって評価すべきところもあり、松阪市はスタイルは問わずとも一生懸命がんばってもらっているということですね。

森下委員長

数の上で、認知症高齢者に対して、知的障がい、精神障がいの方が増えているということでしょうか。

障害福祉室 脇田参事兼室長

精神障がいの場合、手帳という制度があるわけですが、精神障がいの方については保健衛生といいますが、保健と医療が中心で、ようやく福祉の領域に入ったのが昭和62年ぐらいで、ようやく平成7年から精神保健法が精神保健福祉法に改正になりました。ただ手帳制度は、ラベリングといいますが、抵抗もありまして、手帳は6000人台ですが通院医療は2万人台とか、20人に1人がうつ病等も含めてということで、公式的なカウントの手帳以外で実態としては相当あるのではないかと考えております。

知的障がいについては手帳を取ることによって福祉サービスを受けるということがありまして、だいたい8000人から今1万人ぐらいで推移をしておりますが、これが障がいの発生頻度等ということではなくて、最近言われています発達障がい等も三重県の場合、IQ71~79の診断書で療育手帳も可能ということになり、その部分で少し増えつつあるという状況です。

福田委員

素晴らしい活動をしていただいているご報告をいただきましてありがとうございます。また来年度の予算も地域福祉権利擁護事業等の部分については増やしていただいているような感じで、非常にありがたいと思っております。一つ気になるのは今日もそうですが、

高齢者の部分と障がい者の部分と、地域福祉権利擁護事業、三つの部門が分かれてそれぞれに取り組んでいただいているという感じを受けます。基本的には高齢者の部分でもやはり地域福祉権利擁護事業が必要だったり、成年後見の必要な方々は障がいを受けられた方々が多いわけですから、なかなかこの部分での大きな住み分けというのは難しいと思います。昔から障がいをお持ちの若い方と、急激に認知症等で成年後見が必要になった方々がおられ、それぞれに取り組まれるのもいいかとは思いますが、バラバラに取り組むよりは、ひとまとめにできないものか。どこかで一つ統括をして、総合的に対応ができないものかということを感じておりますし、問い合わせればあちこちに回されなくても済むのかという気がしておりますが、このあたりはどうでしょうか。

亀井副部長

今、制度的には確かに地域権利擁護事業、成年後見事業と、国の方では省まで違うわけで、県や市の担当もそれぞれでやっておりますが、実際利用される方からは、明確に区別されるものでないことは十分承知しております。伊賀市の取組の話もさせていただきましたが、将来的には一番身近なところ、例えば地域包括支援センターなどがいろんな方の相談にのっていただくようになっておりますので、ここなどが中心になっていただいて一つのところで相談にのれるような体制、これにつきましては制度的な国の問題もありますが、県のほうとしても引き続き市町のほうとも相談させてもらいながら進めていきたいと思っております。

森下委員長

この問題は非常に深刻でございますので、いろいろな意見があろうかと思えます。もとも私は思いますのに、社会福祉基礎構造改革が10年以上前から始まりまして、自己責任社会といいますか、措置から契約へということで移行してきたにも拘らず、そういう面の下支えが全国的な問題として不足しているわけでありまして。考えてみれば派遣社員という人貸し業を認めておきながら、そこに生ずるであろう問題に対する備えがないというように、全てがそういう感じがしております。やはりあの時代ですね、アメリカに倣ってこういう感じが多分にあったと思いますが、アメリカのような個という存在が強く出ている社会と違いまして、日本は絆の社会ということもありまして、こういうバックアップの制度をしっかりと整備しないと、極めて不完全な社会になっていくということを感じております。大変難しい問題でございますけれど、どうぞ格段、よろしくお願い申し上げます。

4 三重県緊急雇用・経済対策の推進について

貴島委員

どちらかという雇用関係というよりは障がい者関係になるのかなと思うのですが、先ほど「わくわくフェスタ」のところで県内の企業さんの元気のいいお話をお聞きしまして、少し認識を改めた思いがありますが、12月31日の新聞報道によりますと、障がい者の雇用率といいますが、それが全国でも一番悪いというような報道がされていまして、これがたまたまということではなくてしばらく続いているという状況があります。ぜひ大企業だけではなくて小さな企業へ、障がい者の方々の雇用の場というものを広げて欲しいと思う次第です。今日いただいた資料の予算のところを見ておきますと、重点的な取り組むべき概要の11ページのところ、一番下の表の中に「一般就労へ移行した者」という表が出ており、平成18年度30人、19年度45人、20年度51人というふうに出ています。こういう実績値で人数が増えていますので、ぜひ増加の方向でやって欲しいと思います。平成18年度、19年度、20年度の一般就労に移行した方、この方々はずっとそのまま継続されているのかどうか。このあたりのことがちょっと知りたいと思います。

障害福祉室 脇田参事兼副室長

私どもも小規模作業所等から一般就労については就労サポート利用ということで、3ヶ月とか半年フォローはさせていただくのですが、その後どうなったかというフォローまでは実はできておりません。今、貴島委員からありましたように、障がい者の就労につきましては、三重県は1.50%ということで最低ということですが、全国でも1.63です。三重県も事業所の所在でいきますと下から7番目ということで、1.8さえ達成ができていないという状況で、私どももゴールド人材センター、就労サポート、3級ヘルパーの関係など福祉面からいろいろな事業を立てているのですが、雇用に一般就労はなかなか難しく、一般就労につきましてもカウントはほとんどが非正規で日給月給です。そういう状況ですと、やはり福祉的就労と一般就労だけの枠組みでは非常に厳しいであろうということがありまして、最近よく言われております共に働くということで、社会的事業者の展開とかそういったことを考えざるを得ないかなということで、先だっても育成会と、小規模事業者の今後の展開で議論が出ました。企業主は1.8を達成しなければ納付金だけ払えばいいのかと、そういったこともございますので、少し根本的な議論もしながら県生活・文化部と国の労働局と合わせて今後、考えていきたいということでございます。申し訳ございませんが、フォローはほとんどできていないという状況です。

森下委員長

それに関連して、手元に資料がないので記憶で申し上げるのですが、市町の障がい者雇用率が近年よくないようです。以前そういう資料を見た記憶があります。県はまだ頑張っていらっしゃると思いますが、市町がここ数年ずっと下がりっぱなしというふう

私は記憶しています。先ほど言いました構造改革によって自己責任、契約社会にもってきた段階で、一方ではご承知のように行政は余計なことをするな、小さな政府にせよ、行政がやるよりも、民間でみなやれと、こういう流れが一つありました。それと連動しているのかどうかわかりませんが、市町が自分たちが支えなければならないという意識がだんだん薄くなってきている、ある時点から日本の社会がそうになって来たとは私は感じています。民でやれ民でやれというのは、それはいいんです。民でやって頑張らなければいけないですが、その一方、公の関与を薄めるという流れがあります。これは事実ですよ。その結果、公がやらなければという意識や責任感が減ってきているのではないかと、私はそういうふう感じていました。いかがでしょうか。

湯浅委員

今に関連したお話ですが、私どもの「あいあい」でも4名の普通雇用の障がい者の方がみえます。2名自閉症の方、知的障がいの方、ダウン症の方で、在宅からの利用者さんである彼らが将来の夢は「あいあい」で働きたいと、それをどうしても叶えたいということで雇用させていただいているのですが、現実、利用者だった彼らが大好きなヘルパーさんたちが急に仕事としての指導者になってしまうことのためらいとか戸惑いとか、本当にたくさん問題を抱えています。その中で去年ぐらいから障がい者の雇用に支援をさせていただくジョブサポーターさんが登場いたしました。ただ使い勝手が悪いといいますが、うちでジョブサポーターを取ったスタッフが自分のところではだめなんです。自分の職場ではジョブサポーターとしてはいけないというふうに私はお聞きして、ジョブサポーターの資格を取ったらうちで働いてもらったほうが、常に計画してくれる、常に指導者でいてくれるのに、結局免許は取ったけれど休みを費やしてまで他の所に行けない。内部の子どもは支援できないということで、とりあえず派遣してくれるようなかたちなので、とてもそこで見合わないのが現状です。いつもジョブサポーターさんとお話するのですが、どうしても目が届かないとポーとしてしまう時間がすごく多いのが現状です。自閉症の方は決まり事はきちんとできる、独特な障がいのある方は何時に掃除、何時に何々と見事にこなしてくれる方もおられれば、いないなと思ったら洗濯場のほうですずっと逃げたり、そのへんのいろんな悩みを言える、普通雇用の方たちが悩みが言える場所が欲しいよねということで、地域でも私のほうもそのような話で進めております。またご協力お願いいたします。

障害福祉室 脇田参事兼室長

県は法定雇用率について2.0%という基準をクリアしています。県の教育委員会は1.7%ぐらいでクリアしておりません。市町は確か1.9%ぐらいでクリアしておりません。低いところから様々ありまして、私どもは知的障がい者の職場実習というのを平成16年からス

スタートしており、今、市町においても11市町で12名ほど職場実習、あるいは採用というかたちで徐々には増えつつありますが、法定雇用率は残念ながら達成していないという状況です。そうしたことを含めて私ども県の知的障がい者の職場実習というのを今9名、緊急雇用で2名というかたちで、県庁でもできるだけ1階から8階までそれぞれが取り組んでいまして、来年は11名という形で各部署に1名、これは県職員の障がい者理解と合わせでの就労の可能性の検討ということです。もう一つは精神障がいの方の職場実習というのを私どもの室で今年度から始めました。もちろんいろんな支援の仕組みとかサポートの仕方というので課題も随分あるわけですが、そういったことを含めて広げていきたいということ、まだまだですがそういう状況です。

湯浅さんのほうからありました、ジョブサポーター制度ですが、いろんな面で本当にユーザーとか使い勝手とかありましたように、そういう内側からの検証がされていないのかなということも私も聞いておりますので申し訳ないと思います。

現場で湯浅さんはニーズから取り組んでいただいていますので、そういったことを私たちも真似ながらやっていく必要があるのかなということも思っています、そういう広がり方を今後どんどん現場と当事者の視点からやる必要を感じており、今の点では申し訳ないと思っています。以上です。

高鶴委員

私のほうからは質問ではなくご報告をさせていただきたいと思います。雇用率の話になりますと、三重県、成績が悪い悪いといわれますけれど、私の実感としては先ほど室長からも言われましたように、職場実習、三重県育成会が受けまして、サポーターを三重県育成会が一生懸命探して付けているわけですが、本庁で実習生を募集しましても、今、津市内で実習に出られる方はおりません。この津市内近辺の方でそれだけの能力のある方は就労しています。

この間、志摩市でありました全日本育成会の小規模形態の事業所の全国大会のシンポジウムの打ち合わせのときにそういう情報をいろいろご存知の方から聞きましたが、雇用率ということで枠にはめられている企業というのは55名以上です。その企業が企業総数の何パーセントか知っているかと言われました。見当つかないと言ったら、2%だそうです。わずか2%で雇用率が弾かれ、三重県は働いている人がカウントされるのは大企業の工場や営業所等が多く、全部、東京を中心とした関東圏、名古屋を中心とした愛知県、近畿・関西圏のところを持っていかれて、実態として私たちの子どもたちが働くところというのが55名以下の中小企業ということは、働いている障がい者の実数と雇用率とは違うということになります。そのことはまず考えていただかなければいけないなと思っています。ただ三重県にある企業が雇用していないではないかと言われましても、全国平均で2%ということでは実際三重県の中で2%かどうかわかりません。55名以下のところで私たちの

子どもが働いていますが、本当になぜこの人が働けたのだらうなという人まで就労させてもらっている実態を知っていただきたいと思います。5年に一度しか全国調査しておらず、それは全数調査ではなくて一部のところだけの抽出調査ということですので、実態が知られないということがありましてこういう話になってくるのです。

確かにジョブコーチの派遣期間が実習期間の3ヶ月までということで、実際に誰のサポートもなしにその企業の従業員さんの手助けの下に就労していくときになって、本当に手助けが必要な人がいなくなってしまうということがあったため、小規模作業所、せめて半年ぐらいサポートしたいということでサポート事業を考えていただきましたが、先ほどのジョブコーチ、私はそこにお金が払われているかどうかということはちょっと生活・文化部で調べてもらわないとわかりませんが、ジョブコーチは二つありまして1級と2級があります。2級のほうは企業内ジョブコーチというのがあるわけです。その研修制度もありますので、そちらを取っていただくといいのではないかなと思います。これは詳しくは私のほうではそういうのがあるということしかわかりませんので、専門のところ、職業センターとかそういうところに聞いていただければよいのではないかと思います。以上です。